

## 会社法制の見直しに関する中間試案のたたき台(1)

(前注)

- 1 本部会資料において [ ] を付した部分は、当部会でこれまでに必ずしも具体的な案が示されていなかった事項について、考えられる案を仮に記載するものである。
- 2 本部会資料においては、中間試案のたたき台の内容のうち特に必要と思われる事項について、補足説明を記載している。

### 第1部 企業統治の在り方

#### 第1 取締役会の監督機能

##### 1 監査役会設置会社における社外取締役の選任の義務付け

【A案】 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）において、1人以上の社外取締役の選任を義務付けるものとする。

(注) 社外取締役の選任を義務付ける会社を、例えば、金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならないものに限定するものとするかどうかについては、なお検討する。

【B案】 監査役会設置会社における社外取締役の選任の義務付けは、しないものとする。

##### 2 監査・監督委員会設置会社制度

(前注) 制度の呼称については、なお検討する。

###### (1) 監査・監督委員会の設置

- ① 株式会社は、定款の定めによって、監査・監督委員会を置くことができるものとする（監査・監督委員会を置く株式会社を、以下「監査・監督委員会設置会社」という。）。
- ② 監査・監督委員会設置会社には、取締役会を置かなければならないものとする。
- ③ 監査・監督委員会設置会社には、監査役並びに指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置かないものとする。
- ④ 監査・監督委員会設置会社には、会計監査人を置かなければならないものとする。

- ⑤ 監査・監督委員会設置会社には、執行役を置かないものとし、会社法第363条第1項各号に掲げる取締役が監査・監督委員会設置会社の業務を執行するものとする。
- ⑥ 監査・監督委員会の委員（以下「監査・監督委員」という。）でない取締役が監査・監督委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることは、禁止しないものとする。

## (2) 監査・監督委員会の構成等

- ① 監査・監督委員会は、委員3人以上で組織するものとする。
- ② 監査・監督委員は、取締役でなければならず、かつ、その過半数は、社外取締役でなければならないものとする。
- ③ 常勤の監査・監督委員の選定の義務付けは、しないものとする。
  - (注1) 任意に常勤の監査・監督委員を選定した場合には、事業報告に、当該常勤の監査・監督委員に関する事項を記載するものとすることが考えられる。
  - (注2) 監査・監督委員会設置会社の取締役会は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、決定しなければならないものとする。
- ④ 監査・監督委員は、監査・監督委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は監査・監督委員会設置会社の子会社の会計参与若しくは執行役を兼ねることができないものとする。

## (3) 監査・監督委員会の経営者からの独立性を確保するための仕組み

### 【A案】(株主総会選任型)

- ① 監査・監督委員である取締役は、その他の取締役とは別に、株主総会の決議によって選任するものとする。
- ② 取締役は、監査・監督委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査・監督委員会の同意を得なければならないものとする。
- ③ 監査・監督委員会は、取締役に対し、監査・監督委員である取締役の選任を株主総会の目的とすること又は監査・監督委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができるものとする。
- ④ 監査・監督委員である取締役の解任は、株主総会の特別決議によるものとする。

- ⑤ 各監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができるものとする。
- ⑥ 監査・監督委員である取締役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができるものとする。
- ⑦ 監査・監督委員である取締役の任期は、選任後〔2年〕以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、その他の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするものとする。
- ⑧ 監査・監督委員である取締役の報酬等は、その他の取締役の報酬等とは別に、定款又は株主総会の決議によって定めるものとし、監査・監督委員である取締役の個人別の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、定款又は株主総会の決議によって定められた報酬等の総額の範囲内において、監査・監督委員である取締役の協議によって定めるものとする。また、各監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役の報酬等について意見を述べるることができるものとする。

**【B案】（取締役会選定型）**

- ① 監査・監督委員は、取締役会の決議によって選定するものとする。当該決議の要件については、出席した社外取締役の過半数の賛成を追加するものとする。

（注） 取締役は、監査・監督委員とする予定がある取締役の選任に関する議案を株主総会に提出する場合に、監査・監督委員会の同意を得なければならないものとするかどうかについては、なお検討する。
- ② 監査・監督委員は、監査・監督委員会の同意を得て、取締役会の決議によって解職することができるものとする。
- ③ 監査・監督委員会設置会社の取締役の任期は、一律に、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするものとする。
- ④ 監査・監督委員である取締役の個人別の報酬等について、定款の定め又は株主総会の決議がない場合において、取締役（会）が当該報酬等を定めるに際しては、監査・監督委員会の同意を得なければならないものとする。

#### (4) 監査・監督委員会等の権限

監査・監督委員会及び各監査・監督委員は、委員会設置会社の監査委員会及び各監査委員が有する権限と同様の権限を有するものとする。

(注1) 監査・監督委員会が選定する監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役かその他の取締役かを問わず、取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができるものとするかどうかについては、なお検討する。

(注2) 取締役との利益相反取引について、監査・監督委員会が事前又は事後に賛成した場合に、取締役の任務懈怠の推定規定(会社法第423条第3項)を適用しないものとするかどうかについては、なお検討する。

#### (5) 監査・監督委員会設置会社の取締役会における業務執行の決定

監査・監督委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、次に掲げる事項の決定を取締役に委任することができるものとする。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
- ④ 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項
- ⑥ その他の業務執行(委員会設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。)

(注) ⑥について、取締役会の決議によって取締役にその決定を委任することができる旨の定款の定めを要するものとするかどうかについては、なお検討する。

### 3 社外取締役及び社外監査役に関する規律

#### (1) 社外取締役等の要件における親会社の関係者等の取扱い

##### 【A案】

- ① 社外取締役の要件(会社法第2条第15号)を以下のとおり見直すものとする。

ア 社外取締役の要件に、株式会社の親会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないものであることを追加するものとする。

(注) 株式会社の親会社の子会社(当該株式会社及びその子会社を除く。)の取締役等でないことを追加するものとするかどうかについては、なお検討する。

イ 社外取締役の要件に、株式会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人の配偶者又は〔3親等内〕の血族若しくは姻族でないものであることを追加するものとする。

- ② 社外監査役の要件（会社法第2条第16号）について、株式会社の親会社の取締役、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないものであることを追加するものとするほか、①イと同様の見直しをするものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

## (2) 社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

(1)のA案のような見直しをすることとする場合には、社外取締役の要件について、社外取締役として就任する前の全期間ではなく、就任する前10年間における株式会社等との関係（就任する前10年間株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となることがないこと。）によるものとする。社外監査役の要件についても、同様の見直しをする（就任する前10年間株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人となることがないこととする。）ものとする。

（注） 株式会社の業務執行取締役である者が、これを退任した後に当該株式会社の監査役に就任し、10年以上経過した後に当該株式会社の社外取締役又は社外監査役の要件を満たすこと等がないようにするため、社外取締役及び社外監査役の各要件について、所要の見直しをするものとする。

## (3) 取締役及び監査役の一部免除

(1)のA案のような見直しをすることとする場合には、以下のとおりの見直しをするものとする。

- ① 会社法第427条第1項に定める契約（責任限定契約）を締結することができる取締役及び監査役は、以下のとおりとするものとする。

ア 取締役のうち、株式会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないもの

イ 全ての監査役

- ② ①アに定める取締役に係る最低責任限度額（会社法第425条第1項）の算定に際して、職務執行の対価として受ける財産上の利益の額に乗すべき数は、「2」とするものとする（同項第1号ハ参照）。

## 第2 監査役の監査機能

### 1 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定

【A案】 監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）及び監査委員会は、会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等についての決定権を有するものとする。

【B案】 監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）及び監査委員会は、会計監査人の選解任等に関する議案等についての決定権及びその報酬等についての同意権を有するものとする。

【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

### 2 監査の実効性を確保するための仕組み

株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図るとともに、その運用状況の概要等を事業報告の内容（会社法施行規則第118条等）に追加するものとする。

（注） 監査役の一部の選任に関し、株主総会に提出する議案の内容を従業員が決定するものとするかどうかについては、なお検討する。

## 第3 資金調達の場合における企業統治の在り方

### 1 支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等

#### (1) 株主総会の決議の要否

公開会社が、ある引受人（当該公開会社の親会社等を除く。）に募集株式を割り当てることにより、当該引受人が総株主の議決権の過半数を有することとなるような第三者割当てによる募集株式の発行等を行う場合に、株主総会の決議を要するものとするかどうかについては、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 原則として株主総会の普通決議を要するものとする。ただし、取締役会が当該募集株式の発行等による資金調達の必要性、緊急性等を勘案して特に必要と認めるときは、株主総会の決議を省略することができる旨を定款で定めることができるものとし、そのように定めた場合には、総株主の議決権の〔100分の3〕以上の議決権を有する株主が一定期間内に異議を述べない限り、当該定款の定めに基づく株主総会の決議の省略が認められるものとする。

【B案】 総株主の議決権の4分の1を超える数の議決権を有する株主

が一定期間内に当該募集株式の発行等に反対する旨を通知した場合には、株主総会の普通決議を要するものとする。

【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

(補足説明)

1 現行法上、公開会社が第三者割当てによる募集株式の発行等を行う場合には、有利発行に該当しない限り、株主総会の決議を要しないこととされている（会社法第201条第1項、第199条第3項）。当部会においては、支配株主の異動については経営者ではなく株主が決定するべきであるとの観点から、このような現行法の規律を見直し、支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等については、株主総会の普通決議を要するものとするべきであるとの指摘がされている。

これに対して、そのような募集株式の発行等に際して株主総会の決議を要するものとする、資金調達の緊急性が高い場合に柔軟な対応をすることができず、かえって株主の利益に反する結果となることもあり得るとの指摘もされている。

そこで、資金調達の緊急性が高い場合における柔軟な対応を可能とするため、C案のように、現行法の規律を見直さないものとすることも考えられる。また、仮に現行法の規律を見直すこととする場合でも、支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等について、常に株主総会の決議を要するものとする事は、適切ではないと思われる。そこで、この場合には、当部会における議論を踏まえ、A案又はB案のいずれかによることが考えられる。

まず、A案は、取締役（会）による役員等の責任の一部免除に関する規律（会社法第426条）を参考とするものである。具体的には、支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等については、原則として株主総会の普通決議を要するが、取締役会が当該募集株式の発行等による資金調達の必要性、緊急性等を勘案して特に必要と認めるときは、株主総会の決議を省略することができる旨を定款で定めることができるものとすることが考えられる。この場合、総株主の議決権の[100分の3]以上の議決権を有する株主が一定期間内（例えば、公開会社が株主への通知又は公告をした後2週間以内）に異議を述べたときは、そのような株主総会の決議の省略は認められないものとすることが考えられる。

これに対して、B案は、簡易組織再編の要件を満たす組織再編について、一定数以上の議決権を有する株主が反対通知をした場合には、株主総会が開催されれば議案が否決される可能性があることを理由に、株主総会の決議を要するものとされていること（会社法第796条第4項）を参考とするものである。具体的には、支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等について、株主総会が開催されれば普通決議の成立を阻止し得る可能性のある株主（普通決議の

要件について定款に別段の定めがない場合には、総株主の議決権の4分の1を超える数の議決権を有する株主が一定期間内（例えば、公開会社が株主への通知又は公告をした後2週間以内）に当該募集株式の発行等に反対する旨を通知した場合には、株主総会の普通決議を要するものとするのが考えられる。

- 2 A案又はB案によることとする場合、支配株主の異動を伴うものとして株主総会の決議の対象となり得る募集株式の発行等は、引受人が新たに公開会社の親会社となるようなものとするのが考えられる。

もっとも、株主総会の決議の対象となり得る募集株式の発行等の範囲は、募集株式の発行等の効力に影響し得ることから、実質基準による親会社の概念によって定めることは適切ではなく、客観的かつ形式的な基準によって定めるべきであるとの指摘がされている。

そこで、ある引受人に募集株式を割り当てることにより、当該引受人が総株主の議決権の過半数を有することとなるような募集株式の発行等を対象とすることが考えられる。ただし、当該引受人が募集株式の発行等の前から公開会社の親会社である場合には、当該募集株式の発行等は、支配株主の異動を伴うものとはいえないため、対象から除外することが考えられる。また、当該引受人が自然人であっても、募集株式の発行等の前から、その有する議決権の割合等に鑑み親会社と同等の影響力を有する場合には、同様に対象から除外することが考えられる。

## (2) 情報開示の充実

公開会社は、(1)に定める募集株式の発行等に際しては、払込期日又は払込期間の初日の2週間前までに、株主に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとする。当該通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。

- ① 当該募集株式の発行等により総株主の議決権の過半数を有することとなる引受人の氏名又は名称及び住所
- ② 当該募集株式の発行等により当該引受人が有することとなる議決権の数

(注1) 本文に掲げる事項のほか、株主に対して通知しなければならない事項としては、例えば、次に掲げるものが考えられる。

ア 当該募集株式の発行等に際して当該引受人に割り当てられる募集株式に係る議決権の数

イ 当該募集株式の発行等の必要性・相当性についての取締役会の判断の内容

ウ 社外取締役を置く会社において、イの事項についての社外取締役の意見が取締役会の判断の内容と異なる場合には、当該意見



エ 当該募集株式の発行等の適法性についての監査役又は監査委員会の意見

(注2) 上記と同様の事項が有価証券届出書(金融商品取引法第5条第1項)等の内容として開示されている場合には、株主に対する通知を要しないものとする(会社法第201条第5項参照)。

## 2 株式の併合

### (1) 端数となる株式の買取請求

① 株式会社が株式の併合(単元株式数に併合の割合(会社法第180条第2項第1号)を乗じて得た数が整数となるものを除く。)をすることにより株式の数に一株に満たない端数が生ずるときは、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち端数となるものを公正な価格で買い取することを請求することができるものとする。

(注1) 反対株主は、端数となる株式の一部についてのみ買取請求をすることはできないものとする。

(注2) 端数となる株式のうち買取請求がされなかったものの処理は、会社法第235条に定める手続によるものとする。

(注3) 併合の割合が一定割合(例えば、10分の1)を上回る割合(例えば、5分の1)である株式の併合についても、端数となる株式の買取請求を認めないものとするかどうかについては、なお検討する。

② 「反対株主」とは、次に掲げる株主をいうものとする。

ア 会社法第180条第2項の株主総会(株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあっては、当該種類株主総会を含む。)に先立って当該株式の併合に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

イ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

③ ①に定める株式の併合をする株式会社は、株主総会(種類株主総会を含む。)の日の2週間前の日又は④に定める通知若しくは公告の日のいずれか早い日から株式の併合がその効力を生ずる日(以下2において「効力発生日」という。)後6か月を経過する日までの間、会社法第180条第2項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。当該株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注) 本文の事項のほか、上記の書面又は電磁的記録に記載又は記録しなければならない事項としては、会社法第235条に基づく端数の処理の方法に関する事項、当該端数の処理により株主に交付される金銭の額に関する事項等が考えられる。

- ④ ①に定める株式の併合をしようとする株式会社は、効力発生日の20日前までに、その株主（種類株式発行会社にあつては、併合する株式の種類の種類株主）に対し、株式の併合をする旨を通知しなければならないものとする。当該通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。
- ⑤ 端数となる株式の買取請求は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間にしなければならないものとする。
- ⑥ 端数となる株式の買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その請求を撤回することができるものとする。
- ⑦ 端数となる株式の買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調つたときは、株式会社は、効力発生日から60日以内にその支払をしなければならないものとする。
- ⑧ 株式の価格の決定について、効力発生日から30日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後30日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができるものとする。
- ⑨ 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する⑦の期間の満了の日後の年6分の利率により算定した利息をも支払わなければならないものとする。
- ⑩ 端数となる株式の買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずるものとする。
- ⑪ 株式会社は、効力発生日後遅滞なく、株式の併合に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、効力発生日から6か月間、その本店に備え置かななければならないものとする。当該株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ⑫ 株式会社が端数となる株式の買取請求に応じて株式を取得する場合には、自己株式の取得財源に関する規制（会社法第461条第1項）は適用されないものとする。この場合において、当該請求をした株主に対して支払った金銭の額が当該支払の日における分配可能額を超えるときは、当該株式の取得に関する職務を行った業務執行者は、会社

法第464条の責任と同様の責任を負うものとする。

(注) 上記のほか、端数となる株式の買取請求に関する手続等については、組織再編等における株式買取請求制度に準じて、所要の規定を設けるものとする。

## (2) 発行可能株式総数に関する規律

- ① 株式会社が株式の併合をしようとするときに株主総会の決議によって定めなければならない事項（会社法第180条第2項）に、効力発生日における発行可能株式総数を追加するものとする。
- ② ①の発行可能株式総数は、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないものとする。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでないものとする。
- ③ 発行可能株式総数についての定款の定めは、効力発生日において、①の株主総会の決議に従って変更されるものとする。

## 3 仮装払込みによる募集株式の発行等

募集株式の発行等に係る払込みの仮装に関与した者の責任を、以下のとおり見直すものとする。

- ① 当該募集株式の引受人は、払込期日又は払込期間の経過後も払込みの義務を負うものとする。

(注) 当該義務は、会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とするものとする。

- ② 当該払込みの仮装に関与した取締役又は執行役は、株式会社に対して、連帯して、仮装した払込みの金額に相当する額を支払う義務を負うものとする。ただし、その者（当該払込みの仮装をした取締役又は執行役を除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでないものとする。

(注) 株式会社の設立時における株式の発行に係る払込みが仮装された場合についても、①及び②と同様の規律を設けるものとする。

## 4 新株予約権無償割当てに関する割当通知

新株予約権無償割当てに関する株主及び登録株式質権者への割当通知（会社法第279条第2項）は、新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日後遅滞なく、かつ、新株予約権の行使期間の末日の2週間前までにしなければならないものとする。